

## 「緊急アピール」(別添参照)の対応状況について

府省名：農林水産省

緊急アピールの内容	対応状況
一、過去最大の前倒し執行	平成21年4月、経済・雇用情勢の悪化に対応し雇用創出効果の早期の発揮を求める通知を発出し、一般競争入札等の手続に要する期間の短縮等を行うことにより、入札・契約業務の早期かつ適正な執行を図った結果、平成21年度上半期における予算額に対する契約済額は81.4%となった。
一、地域の建設産業労働者の雇用と所得の確保	①建設産業労働者の労務費等の前金払、部分払などの活用 ②地域における建設業の経営を強化するための融資制度の活用により建設企業の資金調達の円滑化を図り、雇用と所得への配慮を行っている。
一、地域の建設産業の再生	①地元企業の技術力を評価できる総合評価方式の導入 ②契約履行能力が劣る企業を排除できる入札バンド制度の導入により、質の高い競争環境を整備し、技術と経営に優れた企業の採用を行っている。
一、地域経済・雇用の下支えのための最低制限価格・調査基準価格の引き上げ	平成21年6月、低入札価格調査制度の調査基準価格の範囲の改正を行う通知を発出し、調査基準価格を予定価格の2/3～8.5/10の範囲内から予定価格の7/10～9/10の範囲内とすることにより、調査基準価格の引き上げを行った。
一、地域要件の適切な設定	契約手続の競争性、透明性の確保や工事の品質の確保を担保しつつ、例えば、工事内容に応じ当該事業を実施する都道府県に本店、支店を有すること等の地域要件を設定し、地域に配慮した受注機会の確保を図っている。

1

一、総合評価方式の採用の徹底と改善	平成20年3月、公共工事の品質確保に関する対策を求める通知を発出し、総合評価方式を徹底し、公共工事の品質の確保を図っている。また、総合評価方式の実施に当たり、地域貢献を評価するため、評価項目に災害協定等に基づく活動実績等を設定している。
一、積算価格の適正化	積算の根拠となる単価等については、定期的に調査を行い、実勢価格を反映した改正を実施するなど、適正な積算を徹底している。
一、設計変更費用の適正な支払い	平成22年9月、工事請負契約書の約款改正を行う通知を発出し、発注者の帰責事由がある工期延長の場合発注者が費用を負担する旨を契約書の約款に盛り込むよう義務づけている。
一、その他優良な建設産業の再生のための必要な改善	上記に掲げる改善のほか、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、予定価格の事後公表を適切に実施している。

※上記以外に、当議連総会において別途報告事項があれば、資料を作成し添付の上ご報告願います。